

下水の排除基準〔相模原市〕

〔令和6年4月1日更新〕

No.	項 目	特定事業場の基準		除害施設設置基準
		平均的な1日の排水量		
		50m ³ /日以上	50 m ³ /日未満	
1	カドミウム及びその化合物	0.03 ※5	0.03 ※5	0.03 ※5
2	シアン化合物	1	1	1
3	有機リン化合物	0.2	0.2	0.2
4	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1
5	六価クロム化合物	0.2 ※7	0.2 ※7	0.2 ※7
6	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003
10	トリクロロエチレン	0.1 ※6	0.1 ※6	0.1 ※6
11	テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2
13	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	1 ※3	1 ※3	1 ※3
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02
20	テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06	0.06	0.06
21	2-クロロ-4-6-ビス(エチルアミノ)- s-トリアジン(別名シマジン)	0.03	0.03	0.03
22	s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチ オカルバマート(別名チオベンカル プ)	0.2	0.2	0.2
23	ベンゼン	0.1	0.1	0.1
24	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1
25	ほう素及びその化合物	230	230	230
26	ふっ素及びその化合物	15	15	15
27	1,4-ジオキサン ※4	0.5	→	0.5
28	フェノール類	0.5	→	0.5
29	銅及びその化合物	1【3※2】	→	1
30	亜鉛及びその化合物	1【2※2】	→	1
31	鉄及びその化合物(溶解性)	3【10※2】	→	3
32	マンガン及びその化合物(溶解性)	1	→	1
33	クロム及びその化合物	2	→	2
34	ダイオキシン類	10	10	10
35	温 度	→	→	45未満
36	アンモニア性窒素等※1	380未満	→	380未満
37	P H	5を超え9未満	→	5を超え9未満
38	B O D	600未満	→	600未満
39	S S	600未満	→	600未満
40	ノルマルヘキサン	5	→	5
41	抽出物質	30	→	30
42	沃素消費量	→	→	220未満
43	ニッケル	→	→	1

※1：アンモニア性窒素等とは、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量をいう

※2：昭和46年11月1日前に設置された事業場に適用される基準値

※3：平成23年11月1日改正(旧基準0.2mg/L)

※4：平成24年5月25日改正(新規基準)

※5：平成26年12月1日改正(旧基準0.1mg/L)

※6：平成27年10月7日改正(旧基準0.3mg/L)

※7：令和6年4月1日改正(旧基準0.5mg/L)

単 位：ダイオキシン類はpg-TEQ/1、温度は℃、その他はpHを除きmg/1 (pHは単位なし)

→：除害施設設置基準が適用される

：排水量50m³/日未満の農業、サービス業等には適用しない (相模原市下水道条例等施行規則第9条)

斜太字：直罰対象の基準